

平成 30 年 3 月 27 日

盛岡市議会議長 天 沼 久 純 様

予算審査特別委員長 宮 川 寿

委員会の審査報告書

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 71 条の規定により報告します。

記

1 議案

番号	件名	審査結果
1	平成 30 年度盛岡市一般会計予算	原案のとおり可決すべきものと決した
2	平成 30 年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算	〃
3	平成 30 年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算	〃
4	平成 30 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	〃
5	平成 30 年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算	〃
6	平成 30 年度盛岡市介護保険費特別会計予算	〃
7	平成 30 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算	〃
8	平成 30 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算	〃
9	平成 30 年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算	〃
10	平成 30 年度盛岡市東中野財産区特別会計予算	〃
11	平成 30 年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算	〃
12	平成 30 年度盛岡市水道事業会計予算	〃
13	平成 30 年度盛岡市下水道事業会計予算	〃
14	平成 30 年度盛岡市病院事業会計予算	〃

平成 30 年 3 月 27 日

盛岡市議会議長 天 沼 久 純 様

総務常任委員長 後 藤 百合子

委員会の審査報告書

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 71 条及び第 87 条の規定により報告します。

記

1 議案

番号	件名	審査結果
15	盛岡市役所支所及び出張所設置条例等の一部を改正する条例について【総務常任委員会付託分】	原案のとおり可決すべきものと決した
16	盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
17	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	〃
18	盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	〃
19	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	〃
20	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について【総務常任委員会付託分】	〃
22	盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について	〃
23	盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	〃

番号	件名	審査結果
26	盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきものと決した
32	盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	〃
34	盛岡市芸術文化推進審議会条例について	〃
37	新庄・浅岸边地総合整備計画について	〃
38	砂子沢・根田茂辺地総合整備計画について	〃
39	乙部・大ヶ生辺地総合整備計画について	〃
42	包括外部監査契約の締結について	〃

2 請願

番号	受理年月日	件名	審査結果	意見	措置
1-1	H30. 3. 2	盛岡市少年専用球場の早期移転新設に関する請願のうち 【請願事項】 1. 全軟連学童公認球場に適合した盛岡市少年専用球場3面（A、B、C）と、普通自動車300台を収容できる駐車場を含めた、移転新設用地を早期に選定されたいこと。 また、用地選定にあつては、上下水道と電力が容易に確保できる場所を配慮して戴きたいこと。（下水道は簡易水洗洋式トイレを設置し、汚水処理を想定）」	採択すべきものと決した	趣旨了	1. 市長送付, 報告請求を要する

平成 30 年 3 月 27 日

盛岡市議会議長 天 沼 久 純 様

教育福祉常任委員長 藤 澤 由 蔵

委員会の審査報告書

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 71 条及び第 87 条の規定により報告します。

記

1 議案

番号	件名	審査結果
15	盛岡市役所支所及び出張所設置条例等の一部を改正する条例について【教育福祉常任委員会付託分】	原案のとおり可決すべきものと決した
20	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について【教育福祉常任委員会付託分】	〃
30	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	〃
31	盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について	〃
36	盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
40	財産の譲与について	〃
58	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について	〃
59	盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について	〃
60	盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例について	〃

2 請 願

番 号	受理年月日	件 名	審査結果	意 見	措 置
2	H30. 3. 9	(仮称) 盛岡市南部公民館及び児童センターの建設に関する請願	採択すべきものと決した	趣旨了	1. 市長送付, 報告請求を要する 2. 教育長送付, 報告請求を要する

平成30年3月27日

盛岡市議会議長 天 沼 久 純 様

産業環境常任委員長 伊 達 康 子

委員会の審査報告書

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第71条の規定により報告します。

記

1 議案

番号	件名	審査結果
20	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について 【産業環境常任委員会付託分】	原案のとおり可決すべきものと決した
27	盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例について	〃
28	盛岡市牧野条例の一部を改正する条例について	〃
33	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
41	財産の処分について	〃

平成30年3月27日

盛岡市議会議長 天 沼 久 純 様

建設常任委員長 鈴 木 一 夫

委員会の審査報告書

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第71条及び第87条の規定により報告します。

記

1 議 案

番号	件 名	審 査 結 果
24	盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきものと決した
25	盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例について	〃
29	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	〃
35	盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃

2 請 願

番号	受理年月日	件 名	審査結果	意見	措置
1-2	H30. 3. 2	盛岡市少年専用球場の早期移転新設に関する請願のうち 【請願事項】 2. 現在の盛岡市少年専用球場A、Bグラウンドは、移転新設されるまでの期間は暫定利用と位置づけて、今回の復旧工事で太田橋下付近からA	採択すべきものと決した	趣旨了	1. 市長送付, 報告請求を要する

		<p>グラウンドのサード付近までの川端にU字溝などを設置すると共に、Bグラウンドのライト側の応援ベンチ (U字溝) を外野フェンスまで延長させて、グラウンドに氾濫水の流入を阻止・緩和する工事を施行した上、引き続き当連盟に使用させること。</p> <p>3. 盛岡市は、雫石川右岸太田橋下流から盛岡市少年専用球場の河川敷占用区域の先までの区間の河川中州の堆積物を右岸に移動させる「流水を切り替える工事」を国土交通省岩手河川国道事務所と協議し実現させること。」</p>			
--	--	--	--	--	--